

※ 2020年から個人所得に影響を及ぼす税制改正の一部について、内容をお伝えしています。



## 過年度改正まとめ

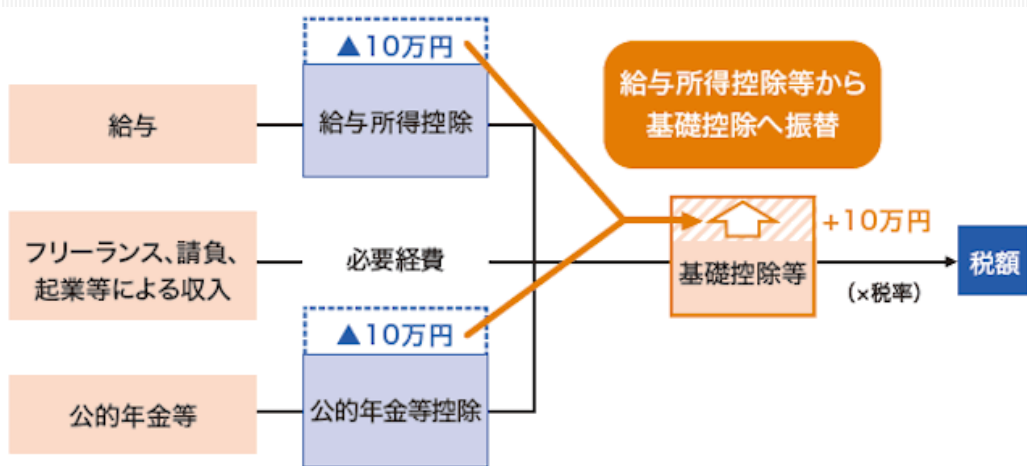
### 基礎控除・給与所得控除の見直し 10万円増減でプラマイゼロ

【ないよう】

- ☞ 基礎控除10万円アップ ⇒あとで詳しく説明します
- ☞ 給与所得控除10万円ダウン ⇒あとで詳しく説明します

【せつめい】

全員が差し引ける「基礎控除」が10万円アップされ、サラリーマン等が差し引ける「給与所得控除」が10万円ダウンとなるため、サラリーマン等にとってはプラマイゼロとなり、サラリーマン等以外の自営業者等にとっては、基礎控除アップだけが影響しますので減税ということになります。しかし、後述のように、所得の多い人は、「基礎控除」も「給与所得控除」も差し引けなくなったり上限を設けられたりしますので、ダブルで増税ということもあり得ます。また、妻が夫の配偶者控除・配偶者特別控除の対象となるかどうかの判定についても、従来と変わりありませんので、例えば夫の合計所得金額が900万円以下であれば、パートのみで働く妻は年間150万円までの給与収入であれば満額38万円の配偶者特別控除を夫の所得税計算で受けることができます。



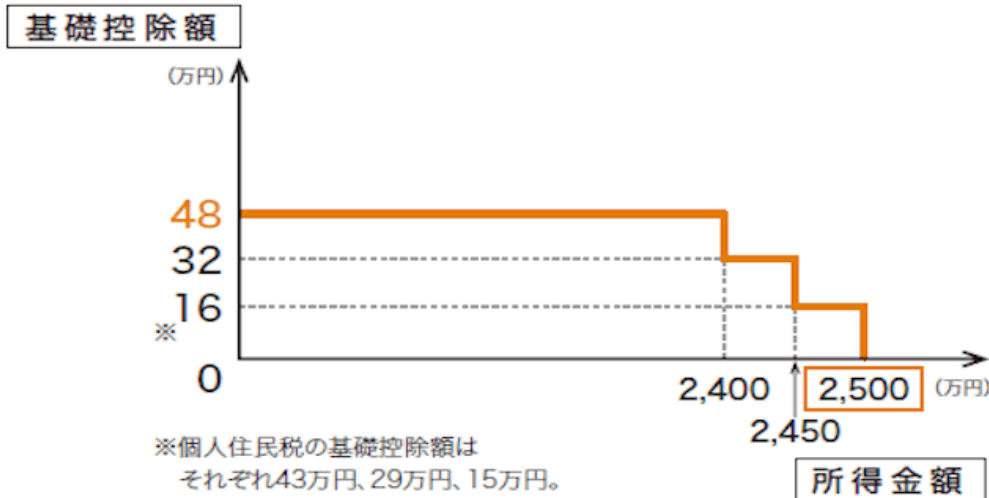
出典: 国税庁HP 公的年金等の説明は割愛

## 基礎控除

### 基礎控除の見直し 38万円⇒48万円

【せつめい】

基礎控除とは、所得税額を計算する上で、誰でも所得から差し引くことのできる「所得控除」の一種で、2019年分までは一律38万円とされていました。これが、2020年分の所得税からは、「一律38万円」が廃止され、所得の多少によって基礎控除額が変動するように改正されました。詳しくは右表の通りとなります。表中の「所得金額」とは、「合計所得金額」のことで、全ての所得の合計額を言い、例えば給与所得ですと、給与収入から給与所得控除額を差し引いた後の金額となります。



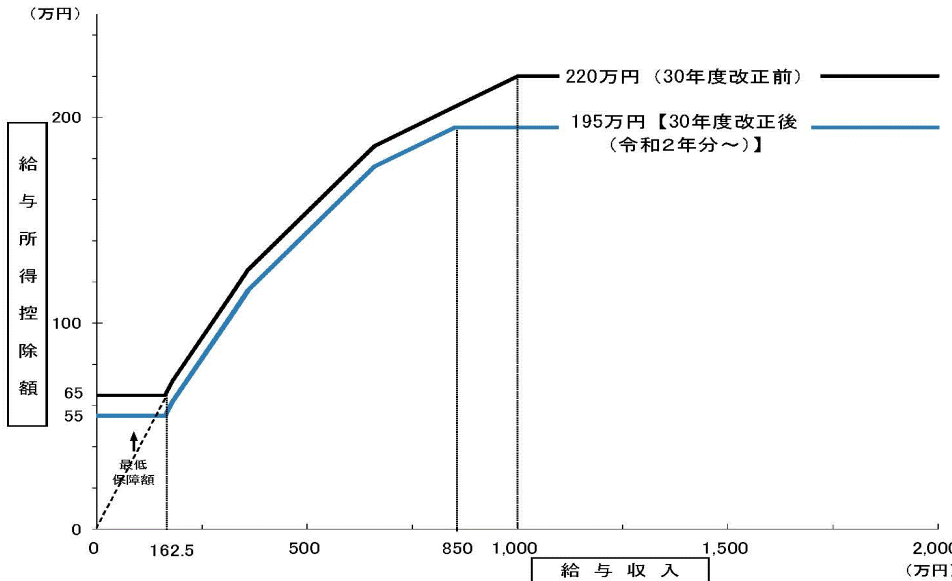
# 給与所得控除額の見直し 10万円ダウン

【せつめい】

給与所得に対する課税は、額面金額にそのまま課税される訳ではなく、概算経費として「給与所得控除額」というものを差し引いた後の「給与所得額」を基に課税されます。これは、サラリーマンなどには必要経費の計上が認められないことの代わりとして設けられている制度です。

この「給与所得控除額」について一律10万円引き下げられ、つまり所得は一律10万円上がってしまうので、税負担が増えるはずなのですが、前項の通り基礎控除が引き上げられているので、給与収入が850万円以下の場合は、プラスマイナスゼロで税負担には影響はありません。

逆に給与収入が850万円超の場合は増税となるのですが、23歳未満の扶養親族がいる場合や、特別障害者である扶養親族がいる場合等は、税負担に変動はありません（所得金額調整控除といいます）。



給与所得控除額	
30年度改正前 (最低保障額: 65万円)	
給与収入	控除額
180万円以下	給与収入 × 40%
360万円以下	収入金額 × 30% + 18万円
660万円以下	収入金額 × 20% + 54万円
1,000万円以下	収入金額 × 10% + 120万円
1,000万円超	220万円
【30年度改正後(令和2年分〜)】 (最低保障額: 55万円)	
給与収入	控除額
180万円以下	給与収入 × 40% - <b>10万円</b>
360万円以下	収入金額 × 30% + <b>8万円</b>
660万円以下	収入金額 × 20% + <b>44万円</b>
850万円以下	収入金額 × 10% + <b>110万円</b>
850万円超	195万円
【30改正】 ※ 所得金額調整控除 ・ 給与所得控除額が頭打ちとなる給与収入を850万円超に引き下げることに伴い、23歳未満の扶養親族又は特別障害者である扶養親族等を有する者に負担増が生じないよう所得金額調整控除を措置。 ・ 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に伴い、給与・年金の両方を有する者に負担増が生じないよう所得金額調整控除を措置。 ※※ 基礎控除を10万円引き上げる(給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替)。	

## ひとり親控除等

# 未婚ひとり親 寡婦(寡夫)控除見直し

【せつめい】

これまで、同じひとり親であっても、離婚や死別した後のひとり親には所得税上の優遇があったのですが、未婚の場合は適用されませんでした。

今後は

- ① 婚姻歴や性別に関わらず適用
  - ② 性別に関わらず所得制限を設ける
- このように改正されます。

当然、これらの情報は自己申告しなければお勤めの会社にはわかりませんので、「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載する必要があります。

ただ、こういった情報を会社に知られたくない、という方については、年末調整を受けた源泉徴収票をもとに確定申告を行うことで、この改正の適用を受けることができます。

【改正前後の所得税における所得控除の額(万円)】

本人の性別	現行				改正後				
	配偶関係	死別	離別	未婚のひとり親	配偶関係	死別	離別	未婚のひとり親	
本人女性	合計所得	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	500万~	~500万
	扶養親族	有	子	35	27	35	27	35	27
	子以外	27	27	27	27	27	27	27	27
本人男性	合計所得	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	500万~	~500万
	扶養親族	有	子	27	27	27	27	35	27
	子以外	-	-	-	-	-	-	-	-
	無	-	-	-	-	-	-	-	-

※個人住民税についても同様の改正を行います(ひとり親控除は控除額30万円、寡婦控除は控除額26万円となります)。上記に伴い、現行の寡婦、寡夫、単身児童扶養者(児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母)に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦を対象とすることとします。  
※令和2年分以後の所得税について適用します。個人住民税については令和3年度分以後について適用します。

tweet

かじ税務オフィスのLINE Official Accountへ登録頂ければ、シンプルな税務相談であれば無料で受けていただくことができます。右のQRコードから登録してください。

